

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	社会福祉法	根拠条項	資料番号	10	担当課	保健福祉課又は地域福祉課
		67条2項	67条2項	許認可等の内容	施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可	
<p>[社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)]</p> <p>(施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始)</p> <p>第67条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業の開始の日から1月以内に、事業経営地の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>(1) 経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 事業の種類及び内容</p> <p>(3) 条例、定款その他の基本約款</p> <p>2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その事業を営もうとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の許可を受けようとする者は、第1項各号並びに第62条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつたときは、第62条第4項各号に掲げる基準によって、これを審査しなければならない。</p> <p>5 第62条第5項及び第6項の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>(施設の設置)</p> <p>第62条</p> <p>4 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつたときは、第65条の規定により厚生労働大臣が定める最低基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。</p> <p>(1) 当該事業を営むために必要な経済的基礎があること。</p> <p>(2) 当該事業の経営者が社会的信望を有すること。</p> <p>(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。</p> <p>(4) 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</p> <p>(5) 脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものでないこと。</p>						